

○下川町民間賃貸住宅建設促進条例（案）

（一年一月一日条例第一号）

（目的）

第1条 この条例は、下川町内に民間賃貸住宅（以下「賃貸住宅」という。）を新築する個人又は法人（以下「住宅建築者」という。）に対し、その費用の一部を予算の範囲内で助成し、民間資金を活用した賃貸住宅建設の供給を促進し、町内の住宅不足の解消と定住人口の確保、また、住宅性能の向上による環境負荷の低減、地域材の利用拡大により住環境の持続的な維持向上と、地域経済の活性化に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） 賃貸住宅

所有者と民住者との間で賃貸契約を締結して入居する住宅であって、次に掲げる要件に該当するものをいう。

ア 規則に定める北方型住宅 2020 基準に適合しているもの

イ 新築であり、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係法令に適合していること。

ウ 4戸以上の住宅であること。

エ 各戸に専用の玄関、居間、台所（居間との共有も可とする。）、収納設備、水洗便所、洗面設備、浴室及び給湯設備が設置されていること。

オ 各戸に専用の駐車スペース1台以上を確保すること。

カ 組立式仮設住宅等の簡易なものでないこと。

キ 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者のうち同法別表第1に掲げる建築工事業の許可を受けている者（以下「建設業者」という。）によって施工されるものであること。

（2） 新築 区画された土地又は現に建築されている建物を撤去した土地に住宅を建築することという。

（3） 下川町産認証木材 下川町内又は北海道内の森林から産出され、町内生産又は製品化された木材をいう。

(4) 建設業者 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 3 条第 1 項の規定により建築工事業又は大工工事業に係る建設業者の許可を有している者をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 下川町内に住所を置き、賃貸住宅を新築する住宅建築者。

(2) 国税、地方税及び地方公共団体に納付すべき公共料金を滞納していない者

(3) 下川町暴力団排除条例(平成 25 年 6 月 24 日条例第 21 号)に規定する暴力団若しくは暴力団員又は暴力団と密接な関係を有することがない者

(4) 破壊活動防止法（昭和 27 年法律第 240 号）第 4 条に規定する暴力主義的破壊活動を行なう団体等に所属していない者

2 前項の規定にかかわらず、この条例の目的の達成に支障が生じると町長が認める者は、交付対象としないことができる。

(補助対象経費)

第 4 条 前条の補助対象事業における補助金の交付の対象は、4 戸以上の建築面積（共用部分含む。）とする。

2 店舗、事務所等その他これに類する用途と併存する場合は、住宅部分の建築面積とするとする。ただし、住宅部分と併存する部分とを明確に分けることができない場合は、面積で按分して算出するものとする。

(補助金額)

第 5 条 町は、補助対象事業を実施する補助対象者に対し、次に定める基準に基づき、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

賃貸住宅建築面積（共用部含む。）1 平方メートル当たり 70,000 円

2 前項により算出した額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、その金額を切り捨てた金額とする。

(補助金の申請)

第 6 条 この条例による補助金の交付を受けようとする者は、規則で定めるところにより、町長に申請しなければならない。

2 前項の申請者は、申請した年度内において補助対象事業を完了させなければならない。ただし、町長が特別の事情があると認めるときは、翌年度に繰り越して当該補助事業を実施することができる。

(補助金の決定)

第7条 町長は、前条第1項の申請を受理したときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するとともに、その決定内容について申請者に通知するものとする。この場合において、町長は賃貸住宅の賃貸料等について補助対象者と協議するものとする。

2 町長は、前条第2項の計画を受理したときは、速やかにその内容を審査し、計画の承認の可否を決定するとともに、その決定内容について補助対象者に通知するものとする。

(内容の変更等)

第8条 補助金の交付決定を受けた者は、その内容等を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

(実績報告)

第9条 補助金の交付決定を受けた者は、補助対象事業が完了したときは、規則で定めるところにより、町長に報告しなければならない。

(補助金の交付)

第10条 町長は前条の規定による実績報告があったときは、速やかに検査を行い、補助金を交付するものとする。

(補助金の取り消し及び返還)

第11条 町長は、補助を受けた者が、次の各号の一に該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。ただし、町長が特別の事情があると認めるときは、この限りではない。

(1) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定又は補助金の交付を受けたとき。

(3) 補助金を他の用途に使用したとき

- (4) 賃貸住宅を譲渡又は廃止若しくは他の用途に変更したとき。
- (5) 賃貸住宅を譲渡若しくは転売したとき。ただし、第13条の規程に該当する場合はこの限りではない
- (6) 前各号に掲げるほか、町長が不相当と認めるとき
(地位の承継)

第12条 補助を受けた者が次の各号のいずれかに該当し、当該各号に規定する者（以下「承継者」という。）に地位を承継する必要がある場合については、当該承継者は、規則で定めるところによりその承認を受けなければならない。

- (1) 個人が死亡した場合は、その相続人
- (2) 法人が合併等をした場合は、合併等により設立された法人
- (3) 前各号に掲げるほか、町長が必要と認めるとき
(報告等)

第13条 町長は、この条例に定める補助金の交付を受けようとする者、又は補助金の決定を受けた者について報告を求め、必要な調査を行うことができる。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は公布の日から施行する。
(この条例の失効)
- 2 この条例は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第7条第2項の規定により事業が翌年度にわたるときは、その事業を完了するまでの期間とし、第12条から第15条までの規定は、補助金の交付の日から10年間、なお効力を有する。